

青少年センターだより

令和6年3月発行
白老町青少年センター
教育委員会生涯学習課内
《春号》 Tel.85-2020

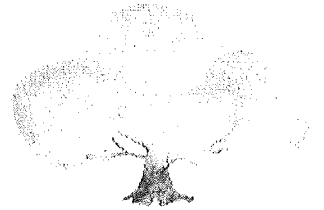
春休みの過ごし方

白老町内の小中学生の帰宅時刻は、次のとおりとなっています。

3月…午後5時（小学生）、午後6時（中学生）

4月…午後6時（小学生）、午後7時（中学生）

「早寝・早起き・朝ごはん」や「メディアコントロール」に心がけて、規則正しい生活を送りましょう。



子どもを守るひなんの家

通学路を中心に町内の約150ヶ所の家や会社、お店に「ひなんの家」の旗があります。子供たちが、不審者に会った時や困った時に助けてもらえる場所です。

特に、新1年生の保護者の皆さまは、ご近所や通学経路上の旗の場所をお子さんと、ぜひ確認してみてください。

※子供が不審者に遭遇した場合には、周囲の大人が、すぐに110番通報することが大切です。初期対応の早さが被害の拡大防止につながります。児童生徒の保護もお願いします。



青少年センターの相談窓口

なや そうだん
ひとりで悩まないで相談してください

学校のこと、家のこと、友だちのことなど、悩みや不安、心配なことはありませんか？
青少年センターでは、家族や友だち、学校などに打ち明けられない自分自身の悩みや、誰かが悩んでいると気付いた時に、相談を受け付けています。《秘密は必ず守ります。》



相談専用メール

メールアドレスは k-soudan@townshiraoi.hokkaido.jp

スマホからは、右のQRコードからアクセスできます。



「ネット」における人権侵害や青少年の非行・被害を防止するためのオンラインセミナー

講師 元嶋 崇之 氏 (北海道警察サイバーセキュリティ対策本部対策系主任)

道内のインターネット利用による青少年に非行・被害等の状況と保護者がすべき対策

・匿名＝行為者がばれない訳ではない

いわゆる炎上投稿

- 公共の場における悪ふざけの投稿 (例: 飲食店の場合)
 - ・調味料こいたずらをして使えないようにした (器物破損)
⇒刑事訴訟 (懲役や罰金など)
 - ・お店のイメージを下げた (売上げの低下など)
⇒民事訴訟 (慰謝料の請求)

●アカウントや過去の投稿などから

個人が特定された

⇒所属する学校などに苦情が殺到する

誹謗中傷は犯罪
という認識を持つ。

SNSやメッセージアプリの誹謗中傷

- 被害者が刑事訴訟したら
⇒名誉毀損罪・侮辱罪＝懲役や罰金
- 被害者が民事訴訟したら
⇒慰謝料の請求

発信者の特定は可能

加害者に関する情報開示の手続きが
簡易化するなどの法改正が進んでいます。

ペアレンタルコントロールって、よく聞くけど

子供がインターネット機器を利用するにあたって、親が取り組む管理や制限のこと。

一番身近なペアレンタルコントロール 家庭内のルール決め

- ① スマホ・アプリの利用
 - ・利用時間を決める
 - ・課金は親に相談or〇円まで
- ② SNSなどの利用
 - ・悪口・個人情報を書かない
 - ・簡単に信用しない、会わない
- ③ パスワードの管理
 - ・複雑・推測不可能にする
- ④ 防犯意識について
 - ・日常から犯罪・トラブルに
気をつけるようにする

よく取とする フィルタリング

- ① システム (機能) の設定方法
 - ・端末 (OS) で設定する
 - ・アプリごと設定する
- ② 通信キャリアで設定する
いわゆる「フィルタリングサービス」

<ルールと設定で、子供を守る>

- ・子供の成長や理解度に合わせる
- ・古い端末を使うことは危険
- ・子供が相談しやすい家庭環境づくり

ポイント

